

## 第4章 法第31条関係

### (設計者の資格)

第19条 規則第19条第1項の規定については、次の基準による。

- (1) 第1号イからニまでの規定における「正規の土木、建築、都市計画に関する課程を修めて卒業した」者とは、大学等の工学部の土木工学科、建築工学科、都市工学科、農業土木学科等の学科を卒業した者をいう。
- (2) 第1号イからニまでの規定における「造園に関する課程を修めて卒業した者」とは、大学等の農学部の造園学科、園芸学科等の学科にあつて、土木、都市計画に関する専門の科目を修得して卒業した者をいう。
- (3) 第1号イからトまでの規定における「宅地開発に関する技術に関する実務の経験」とは、宅地造成工事の設計図書の作成又は宅地造成工事の監理をいい、単なる図面のトレース、土木機械の運転等は含まない。
- (4) 第1号ホの規定における「国土交通大臣が定める部門」とは、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門をいう。
- (5) 第1号トに規定する者は、宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の登録を受けた者（(財)全国建設研修センター）が行う講習を修了した者をいう。
- (6) 第1号チに規定する者は、大学院等に1年以上在学して、土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者をいう。
- (7) 第2号の「工事の総合的な設計に係る設計図書の作成に関する実務に従事したことのあるもの」とは、単独で設計図書の作成を行った経験を有する者のほか、他者の指導監督の下に設計図書の作成を行った経験を有する者をも含むものとする。